

4 県内で発生した高病原性鳥インフルエンザ 4 事例の防疫対応～通行規制及び消毒ポイントの課題と対策

川越家畜保健衛生所

○春山優唯・吉田輝美

I はじめに

高病原性鳥インフルエンザを含む特定家畜伝染病が埼玉県内で発生した場合、埼玉県特定家畜伝染病緊急対策本部設置規定に基づき、感染拡大防止のため現地対策本部が設置される。現地対策本部の設置に合わせ、防疫対策等の実施のため、発生農場の対応を行う 5 つの担当と周辺農場等の対応を行う 4 つの担当が設けられ、家畜保健衛生所等の職員が各担当に分かれ作業を実施する(図 1)。このうち周辺農場等対応にあたる移動規制担当は川越家畜保健衛生所(以下、当所)職員 4 名で構成され、家畜伝染病予防法第 15 条に基づく通行規制及び第 25 条に基づく消毒ポイントの設置と運営を行う。

今回、令和 4 年度の高病原性鳥インフルエンザ県内 4 事例の防疫対応における、移動規制担当の業務の課題とその対応について報告する。

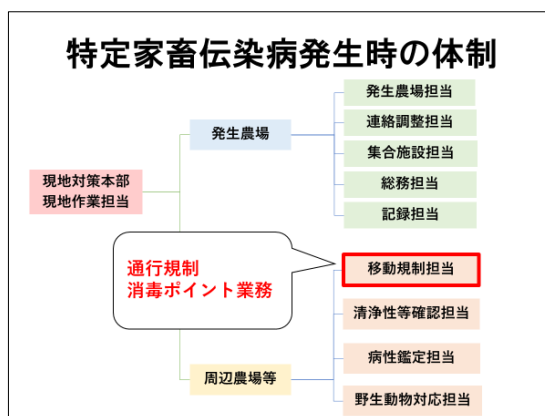


図 1 特定家畜伝染病が発生した際の本県の体制

II 業務概要

(1) 通行規制業務(図 2)

特定家畜伝染病発生時には伝染病蔓延防止や防疫措置の円滑な進行のため、防疫措置開始から完了までの期間、発生農場周辺道路について防疫作業関係者以外の通行を原則禁止する。移動規制担当は通行規制場所、当該業務への動員者の人数、看板の配置場所等を決定し市町村へ連絡する。また、当所に保管している交通規制に必要な資材を規制場所へ運搬し設置する。

(2) 消毒ポイント業務 (図 3)

消毒ポイントでは、発生農場周辺の感染拡大防止並びに移動制限区域及び搬出制限区域の外側への感染拡大防止のため、畜産関係車両や貿易関係車両等の消毒する場所を指し、発生農場に近接し(農場から 1 km 付近)防疫措置開始から 24 時間体制で稼働する緊急消毒ポイントと、移動制限区域及び搬出制限区域内で基本主要道路に近い場所に設置する消毒ポイントがある。移動規制担当はこれらの設置場所を決定し、当所に保管している必要資材を現地に運搬し設置する。場所は事前に市町村から挙げられている候補施設の中から選定し、市町村と日程等の連絡調整を行う。また、現地で電気や水道の位置、10 t トラックが通過可能か等を目視で確認し動線を確定させ、運搬した資材を配置する。消毒ポイントでの実際の消毒作業は埼玉県ペストコントロール協会(以下、協会)に委託しているため、協会への連絡調整も行う。



図 2 通行規制の様子



図 3 消毒ポイント

III 4 事例での各業務の課題と対応

(1) 通行規制業務

1 例目(深谷市採卵鶏農場)では誘導等の業務を県職員が行った(図 4)。県職員は最初に発生農場に近接して設置された集合施設(動員者が着替えや休憩を行う作業の起点施設)に集まった。移動規制担当は予め必要な看板や蓄圧式噴霧器、指示棒等の資材を通行規制場所に運搬及び設置した後、集合施設に向かい、県職員を規制場所まで車で送迎した。動員者は 3 人交代制で 2 時間ごとに集合施設で休憩をとるため、移動規制担当は 24 時間体制で 7 日間、集合施設と規制場所間の動員者の送迎を行った。そのため、連日徹夜での作業となり担当職員の負担が増大した(図 5)。また、防寒対策について改善要望が動員者から挙げられたため、電熱ベストの配布や待機場所として車両の設置を行う等工夫をした。

2 例目(狭山市採卵鶏農場)では、業務全般を狭山市職員へ依頼した(図 6)。必要資材は移動規制担当が現地に運搬及び設置を行ったが規制場所までの移動や動員者のシフト作成は市が対応した。この結果、管内の発生であったが、移動規制担当は管轄家保としての業務や消毒ポイント業務に時間を割くことが可能となった。また、職

員の休息時間を確保することが可能となった。

3 例目（行田市あひる農場）及び 4 例目（日高市うずら）では、これまでの発生から通行規制業務について協定に向けた協議を重ねていた埼玉県警備業協会に業務を依頼した（図 7）。移動規制担当は必要資材の運搬及び設置後は帰庁し、豚熱ワクチン接種等日程を延長できない通常業務に専念することが可能となった。また、4 例目は 3 例目の防疫対応中の発生であったが、通行規制業務を外部委託することで人員不足になることなく通常業務等を遂行することができた。さらに、土日祝祭日でも早急な対応が可能となった。

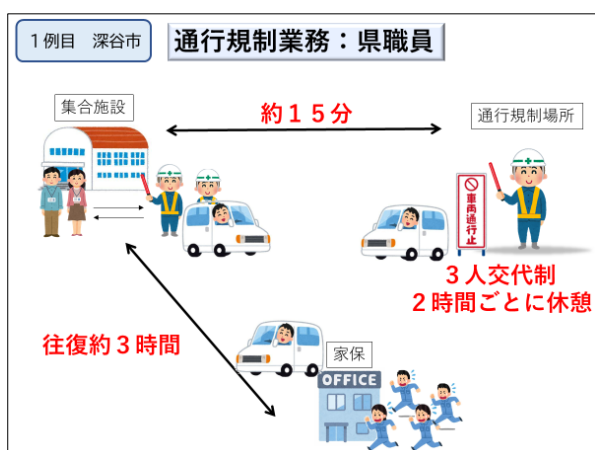


図 4 1 例目業務模式図

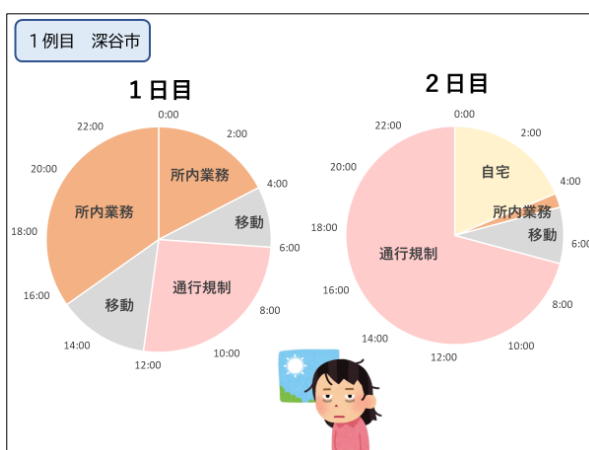


図 5 1 例目移動規制担当職員のシフト例

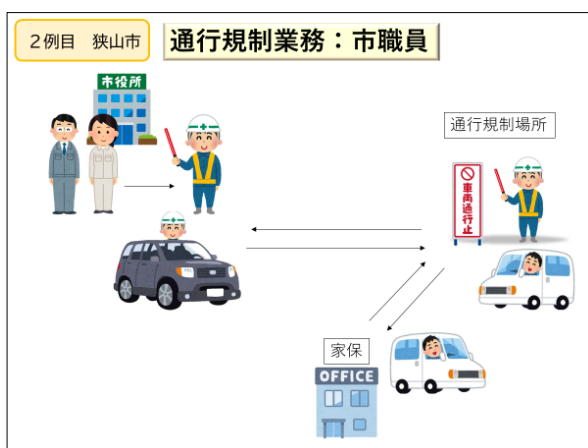


図 6 2 例目業務模式図



図 7 3, 4 例目業務模式図

(2) 消毒ポイント業務

消毒ポイントの設置の際に、事前に市町村が選定していた施設が利用できない事例があった。その理由として、事前候補地が公民館等一般の利用客が多い施設ではイベントの予約のキャンセルが困難であったこと、発生が年末年始に重なったため管理者不在等の理由で開錠できない施設もあった。そこで市町村に、施設を選定する際は

般利用者が少ない浄化センター等の施設も候補施設として検討するよう再度依頼をした。

発生が年末であった 2 例目では、消毒業務を実施する協会の人員調達が間に合わず、急遽移動規制担当の職員が対応した。これを受けて協会に対し、年末年始や休日及び祝祭日の緊急連絡体制の改善を要望した。

発生時、夜間は気温が氷点下になったため動力噴霧器や水道が凍結して使用できない事例があった。これについては、凍結予防のために不凍液を使用することや、24 時間体制の場所は継続還流させる等の対策を作業員に指導した。

令和元年に県内で発生した豚熱の防疫対応時に、消毒ポイントで使用していた発電機や噴霧器等の機材の盗難が複数件発生した。今回の 4 事例では、夜間施錠の徹底やダミーカメラの設置等対策を施した結果、盗難を防ぐことができた。

IV まとめ

通行規制業務を外部委託することで、特定家畜伝染病発生時でも豚熱ワクチン接種や申請業務等の通常業務の遂行が可能となった。また、管轄内での発生や複数農場で発生した場合に問題となっていた、人員不足についても解消できた。さらに職員の休息時間を確保することで、集中力を維持することができ的確な指示や判断が可能となった。

消毒ポイント業務では過去の課題については対策を実施することで解決し、今回の 4 事例で生じた新たな課題についても対応し、改善に努めた。

特定家畜伝染病発生時の蔓延防止を図るため、今回の発生事例を踏まえより万全な防疫体制の構築に取り組んでいく。